日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則

目　次

第１章　総則（第１条）
第２章　専務理事及び常務理事の職務（第２条、第３条）
第３章　業務の分掌（第４条～第12条）
第４章　土地家屋調査士総合研究所（第13条）
第５章　補則（第16条～第18条）
附　則

第１章　総　　則

（目　的）

第１条　日本土地家屋調査士会連合会会則（以下「会則」という。）第75条の規定に基づき、日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）の業務分掌及び事業執行に必要な事項及び諸規程並びに様式、規格等については、会則の定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第２章　専務理事及び常務理事の職務

（専務理事の職務）

第２条　専務理事は、常務を掌理するとともに、次に掲げる事務を処理する。

⑴　事業計画基本方針原案及び予算原案の編成に関する事項
⑵　各部との連絡調整に関する事項
⑶　事務局の監理に関する事項
⑷　渉外に関する事項
⑸　情報の収集及び分析に関する事項
⑹　ブロック協議会及び土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）に対する連絡調整に関する事項
⑺　事業の進捗状況及び予算の執行状況の掌理に関する事項
⑻　土地家屋調査士（以下「調査士」という。）及び土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）の登録事務並びに連合会特定認証局（以下「認証局」という。）及び連合会が提供する情報に基づき発行される電子証明に係る事務に関する事項
⑼　理事会又は常任理事会若しくは他の規則により専務理事が処理することとされた事項

２　専務理事は、前項各号の事務うち、会長の承認を得て、その一部を常務理事に委任することができる。

３　専務理事に事故あるときは、常務理事がその職務を代理し、専務理事に欠員が生じたときは、理事会の決議を経て、新たに選任することができる。

４　専務理事を置かなかったときは、理事会の決議を経て、その職務を行う役員を選任することが

できる。

（常務理事の職務）

第３条　常務理事は、専務理事を補佐するとともに、次に掲げる事務を処理する。

⑴　事務局職員の人事管理に関する事項
⑵　文書等の情報の発信及び受信に関する事項
⑶　会議の開催に関する事項
⑷　決算報告書原案の作成に関する事項
⑸　経理事務の管理に関する事項
⑹　公印の管守に関する事項
⑺　資産の管理及び物品の調達・保管に関する事項
⑻　情報の公開及び個人情報の保護に関する事項
⑼　理事会又は常任理事会若しくは他の規則により常務理事が処理することとされた事項
⑽　会長又は専務理事から特に執行を指示された事項

２　常務理事に事故あるときは、専務理事がその職務を代理し、常務理事に欠員が生じたときは、理事会の決議を経て、新たに選任することができる。

３　常務理事を置かなかったときは、理事会の決議を経て、その職務を行う役員を選任することができる。

第３章　業務の分掌

（業務の分掌）

第４条　連合会は、その業務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。

⑴　総務部
⑵　財務部
⑶　業務部
⑷　研修部
⑸　広報部
⑹　社会事業部

（総務部）

第５条　総務部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

⑴　調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項
⑵　土地家屋調査士制度の改善に関する事項
⑶　調査士及び調査士法人の登録に関する事項
⑷　認証局の運営及び連合会が提供する情報に基づき発行される電子証明に係る事務に関する事項
⑸　調査士会の綱紀委員会に関する事項
⑹　調査士会の紛議の調停に関する事項
⑺　情報の公開及び個人情報の保護に関する事項

⑻　ブロック協議会に関する事項
⑼　諸規程の整備に関する事項
⑽　事務処理の効率化に関する事項
⑾　その他他の部の所掌に属さない事項

（財務部）

第 6 条　財務部においては、次に掲げる業務をつかさどる。
⑴　会費の徴収に関する事項
⑵　予算及び決算に関する事項
⑶　資産の管理に関する事項
⑷　金銭及び物品の出納に関する事項
⑸　調査士会の会員の福利厚生及び共済に関する事項
⑹　業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する事項
⑺　業務関係図書の発行に関する事項

（業務部）

第 7 条　業務部においては、次に掲げる業務をつかさどる。
⑴　調査士業務に関する指導及び連絡に関する事項
⑵　業務の改善進歩に関する調査、研究及び統計に関する事項
⑶　調査士業務の相談に関する事項
⑷　業務関係諸用紙の様式の策定に関する事項
⑸　業務関係図書の作製に関する事項
⑹　報酬に関する調査及び研究に関する事項
⑺　地図に関する調査及び研究に関する事項
⑻　筆界特定制度に関する調査及び研究に関する事項
⑼　境界についての確認、管理及び鑑定に関する調査及び研究に関する事項
⑽　調査士の国民に対する法的サービスの提供の拡充に関する事項

（研修部）

第 8 条　研修部においては、次に掲げる業務をつかさどる。
⑴　研修計画に関する事項
⑵　研修会の実施に関する事項
⑶　講演会、講習会等の開催に関する事項
⑷　会則第 67 条の 2 に規定する研修の実施及び運営に関する事項

（広報部）

第 9 条　広報部においては，次に掲げる業務をつかさどる。
⑴　広報に関する事項
⑵　会報の編集及び発行に関する事項
⑶　情報の収集に関する事項

（社会事業部）

第 9 条の 2　社会事業部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

⑴　地図の作成及び整備等に関する事項

⑵　会則第 3 条第 14 号に規定する筆界に関する民間紛争解決手続に関する調査及び研究並びにその手続実施機関設置の推進に関する事項

⑶　日本司法支援センター（法テラス）に関する事項

⑷　公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項

⑸　その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

（部の組織等）

第 10 条　連合会の部の業務は、理事が分掌する。

２　部には、部長 1 人を置く。

３　部には、部長を補佐する次長を置くことができる。

４　部長は、部の業務を掌理する。部長に事故あるときは、あらかじめ定めた者がその職務を代理する。

５　部長は、常任理事をもって充てる。

（部の担当員）

第 11 条　部は、その業務を補助させるため必要な規定を定め、理事会の承認を得て担当員を置くことができる。

２　前項の担当員を置くときは、補助する部の業務に相応しい名称を付すものとする。

３　担当員は、理事会の承認を得て、役員以外の調査士会員のうちから会長が委嘱する。

（専門部会等）

第 12 条　会長は、部の分掌の範囲を越えて業務の執行を行う必要があるときは、理事会の議を経て専門部会等を設置することができる。

２　前項の担当者は、理事会の承認を得て、役員、調査士会の会員及び会員以外の有識者のうちから会長が委嘱する。

第４章　土地家屋調査士総合研究所

（土地家屋調査士総合研究所）

第 13 条　連合会は、土地家屋調査士総合研究所を置く。

２　土地家屋調査士総合研究所の組織及び運営について必要な事項は、別に理事会で定める。

３　土地家屋調査士総合研究所の略称は総研とする。

第 14 条　削除

第 15 条　削除

第５章　補　　則

（規則・規程等）

第 16 条　連合会は、次に掲げる規則、規程等によって事務を行う。

⑴　会議に関する規則
⑵　登録に関する規程
⑶　執務に関する規程
⑷　文書に関する規程
⑸　給与に関する規程
⑹　会計に関する規則
⑺　顕彰・弔慰に関する規程
⑻　委員会等に関する規則
⑼　共済会に関する規則
⑽　その他連合会の事業執行に必要な規則、規程等

（様式、規格及び仕様）

第 17 条　様式、規格及び仕様等については、理事会の承認を経て会長が定める。

２　入会届、印鑑紙、印鑑届、改印届、調査士会員名簿、調査士法人会員名簿、会員証及び会員徽章の様式は、それぞれ附録第 1 号から附録第 7 号までに定めるところによる。

３　職印及び職印証明書は、附録第 8 号に定めるところによる。

４　事件簿、年計報告書及び戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書は、附録第 10 号から附録第 12 号までに定めるところによる。

５　表札及び補助者証は、附録第 13 号及び附録第 14 号に定めるところによる。

６　土地の表示に関する登記申請書、同継続用紙、建物の表示に関する登記申請書、同継続用紙、建物の分割合併の登記申請書、同継続用紙、区分建物登記申請書、同継続用紙の様式は、様式第 1 号から様式第 8 号までに定めるところによる。

７　不動産登記規則第 93 条に規定する不動産調査報告書の様式は、様式第 9 号及び様式第 10 号に定めるところによる。

（調査士会の番号）

第 17 条の 2　調査士会を特定するときに用いる番号は、別表に定めるところによる。

（細則への委任）

第 17 条の 3　領収証に関する必要な事項は、別に理事会で定める。

（規則の改廃）

第 18 条　この規則の改廃は、理事会の決議による。

附　　則

この規則は、昭和 46 年 9 月 14 日から施行する。

附　　則（施行規則の変更）

この規則は、昭和 47 年 8 月 19 日から施行する。

附　　則

この変更規則は、昭和 48 年 2 月 22 日から施行する。

附　　則

この変更規則は、昭和 51 年 4 月 25 日から施行する。

附　　則

この変更規則は、昭和 52 年 2 月 11 日から施行する。

附　　則

この変更規則は、昭和 52 年 8 月 19 日から施行する。

附　　則

この変更規則は、昭和 55 年 1 月 1 日から施行する。

附　　則

⑴　この変更規則は、昭和 55 年 7 月 1 日から施行する。

⑵　附録第 1 号及び第 2 号様式については、この規則の施行後昭和 55 年 12 月 31 日までは、従前の様式を使用することができる。

附　　則

この変更規則は、昭和 55 年 9 月 24 日から施行する。

附　　則

この変更規則は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附　　則

⑴　この変更規則は、昭和 61 年 6 月 1 日から施行する。

⑵　附録第 4 号様式については、この規則の施行日以前に発行済のものは、有効期限内に限り従前の様式のものを使用することができる。

附　　則

この変更規則は、昭和 63 年 6 月 7 日から施行する。

附　　則（第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11

条、第 12 条）
この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（第 15 条）
この規則は、平成 3 年 12 月 1 日から施行する。

附　　則（第 12 条、第 13 条）
この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（第 5 条、第 7 条）
この規則は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附　　則（第 9 条）
この規則は、平成 7 年 7 月 6 日から施行する。

附　　則（第 15 条第 2 項、同条第 3 項、同条第 5 項）
1　この改正規則は、平成 9 年 4 月 25 日から施行する。ただし、附録第 6 号及び同第 8 号様式の改正については、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。
2　附録第 4 号及び同第 12 号様式については、当分の間、従前のものを使用することができる。

附　　則（第 15 条第 2 項、同条第 3 項）
この改正規則は、平成 9 年 12 月 19 日から施行する。

附　　則（第 3 条、第 4 条、第 8 条）
この改正規則は、平成 11 年 6 月 26 日（定時総会終了の日）から施行する。

附　　則（第 9 条）
この改正規則は、平成 11 年 12 月 16 日から施行する。

附　　則（第 3 条）
（施行期日）
この改正規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則
（施行期日）
この改正規則は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附　　則（附録第 9 号）
この改正規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（附録第 8 号）

この改正規則は、平成 17 年 6 月 23 日から施行する。

附　　則（第 1 条～第 3 条、第 5 条～第 17 条）

（施行期日）

この改正規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附　　則（第 2 条～第 18 条）

（施行期日）

この改正規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条の 2、第 14 条、第 17 条、第 17 条の 2）

（施行期日）

この改正規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 1 号、附録第 4 号、附録第 5 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 11 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 18 年 10 月 20 日から施行する。

附　　則（第 17 条・様式第 9 号、様式第 10 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（第 14 条）

（施行期日）

この改正規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 6 号、附録第 12 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附　　則（目次、第 1 条、第 10 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条）

（施行期日）

この改正規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附　　則（第 7 条、第 9 条の 2、第 13 条）

（施行期日）

この改正規則は、平成 23 年 9 月 9 日から施行する。

附　　則（附録第 12 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 9 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 9 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（第 2 条第 8 号、第 5 条第 4 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附　　則（附録第 13 号）

（施行期日）

この規則は、平成 29 年 12 月 8 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 2 号、附録第 3 号、附録第 4 号、附録第 8 号）

（施行期日）

この改正規則は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第 29 号）の施行の日（令和 2 年 8 月 1 日）から施行する。

附　　則（第 2 条、第 3 条）

（施行期日）

この改正規則は、令和 4 年 10 月 26 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 9 号）

（施行期日）

この改正規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 11 号）

（施行期日）

この改正規則は、令和 5 年 12 月 14 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 9 号、第 17 条の 3）

（施行期日）

この改正規則は、令和 7 年 3 月 6 日から施行する。

附　　則（第 13 条）

（施行期日）

この改正規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。